論点②－2　特定地域サービスに係る報酬の考え方

対応案

（訪問介護）

■ 訪問介護においては、特定地域サービスとして包括報酬を選択可能とすることとしているが、出来高報酬を選択した場合においても移動にかかる負担や季節による繁閑がみられることを踏まえ、特定地域サービスではあるものの出来高報酬を選択した訪問介護事業所であって同一建物減算の対象でない事業所に対し、中山間・離島特有の訪問１回にかかる費用増のコストや冬期における利用者数の変動について、新たな加算により評価してはどうか。

（訪問入浴介護）

■ 訪問入浴介護においては、市町では訪問１回当たりの移動時間を要する事業所がみられるほか、地域や季節により移動時間に一定の差がみられ、冬期には移動時間が増加する傾向もみられることを踏まえ、特定地域サービスとして訪問入浴介護を提供する事業所であって同一建物減算の対象でない事業所に対し、移動に要するコストや負担について、新たな加算により評価してはどうか。

（通所介護）

■ 通所介護においては、中山間地域等の利用者宅から事業所までの移動距離の長さや冬期の送迎時間、燃料費の負担を踏まえ、特定地域サービスとして通所介護を提供する事業所であって同一建物減算の対象でない事業所に対し、移動に要するコストや負担について、新たな加算により評価してはどうか。

（居宅介護支援）

■　居宅介護支援・介護予防支援においては、中山間地域等の利用者宅への訪問に係る移動距離の長さや移動時間の負担の大きさを踏まえ、特定地域サービスとしてケアマネジメントを提供する事業所であって同一建物減算の対象でない事業所に対し、移動に要するコストや負担について、新たな加算により評価してはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.83 より抜粋

論点②－2　特定地域サービスに係る報酬の考え方

論点②－2

（訪問介護）

■ 中山間・人口減少地域の訪問介護事業所が安定的な経営を維持していくため、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬を選択した場合において、移動に要するコストや負担についてどのように考えるか。

（訪問入浴介護）

■ 訪問入浴介護における訪問１回当たりの移動時間は全体として30分未満が約８割を占めるものの、市町においては移動時間が長い事業所もみられる。

■ 冬期には約６割の事業所で移動時間が増加すると回答しており、地域によって差はあるものの、冬期には移動時間が増加する傾向を踏まえ、移動に要するコストや負担についてどのように考えるか。

（通所介護）

■ 通所介護における移動距離については、中山間地域においては都市部に比べて長い傾向にある。

■ 加えて、各地域において燃料費や車両リース料、購入費などの負担が大きいと回答しているなか、中山間地域や離島、農村地域においては、冬期の送迎時間や燃料費の負担が大きいと回答した事業所割合が高い傾向にあることを踏まえ、移動に要するコストや負担についてどのように考えるか。

（居宅介護支援）

■　中山間・人口減少地域の居宅介護支援事業所が必要なケアマネジメント体制を確保しながら、安定的な事業運営を維持していくため、利用者宅への訪問等に伴う移動コストや人件費負担についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.82 より抜粋

地域別の訪問に要する1 回あたりの平均移動時間（訪問入浴介護）

○訪問に要する１回あたりの平均移動時間について地域別にみると、区・政令市では「20分～30分未満」が79.9％を占めており移動時間が比較的短い一方、市では「３０分以上」が約２割、町では約４割を占めるなど移動時間が長い傾向がみられる。

地域別の訪問に要する1 回あたりの平均移動時間　※村については回答数が少ないため参考値

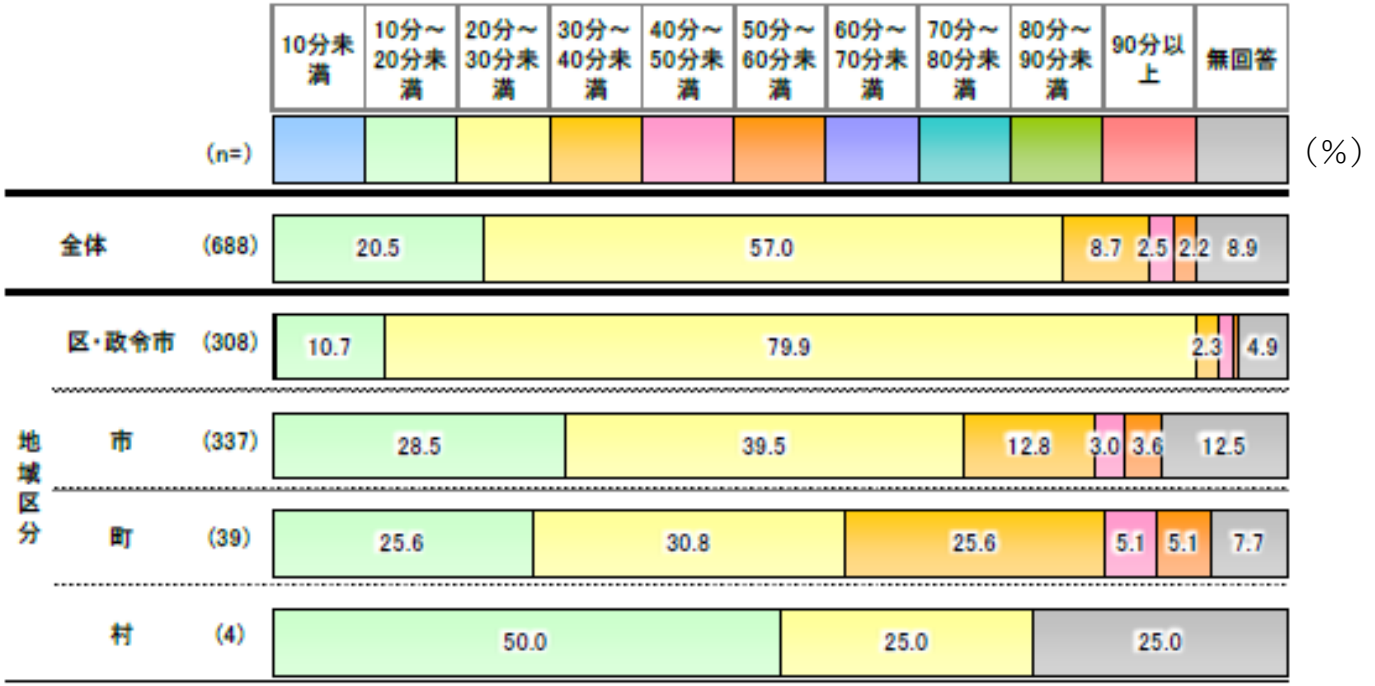

※１　１ 週間あたりの利用者宅訪問に係る総移動時間を、当該1 週間の総訪問回数で除した（割った）数値。
計算式：利用者宅訪問に係る総移動時間÷総訪問回数（1 週間あたりの値。休憩や待機時間は含まずに計算）

※２　区・政令市については、特別区（東京23 区）及び政令指定都市（20 市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）で抽出している。以降の報告でも〈地域別〉と表記している場合、同様の区分にて実施している。

【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「訪問入浴介護の持続可能な提供体制構築に向けた評価のあり方に関する調査研究事業報告書」（株式会社デベロ）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.76 より抜粋

地域別の訪問に要する1 回あたりの平均移動時間の比較（訪問入浴介護）

○冬期における移動時間の変化を地域別にみると、区・政令市では「15分以上長くなる」が71.1％を占めるなど、移動時間が大幅に増加する事業所が多い。一方、市・町では「変わらない」が最も多いが、市では約４割、町では約５割が移動時間が長くなると回答しており、地域によって差はあるものの、冬期には移動時間が増加する傾向がみられる。

地域別の訪問に要する1 回あたりの平均移動時間の比較　　※村については回答数が少ないため参考値

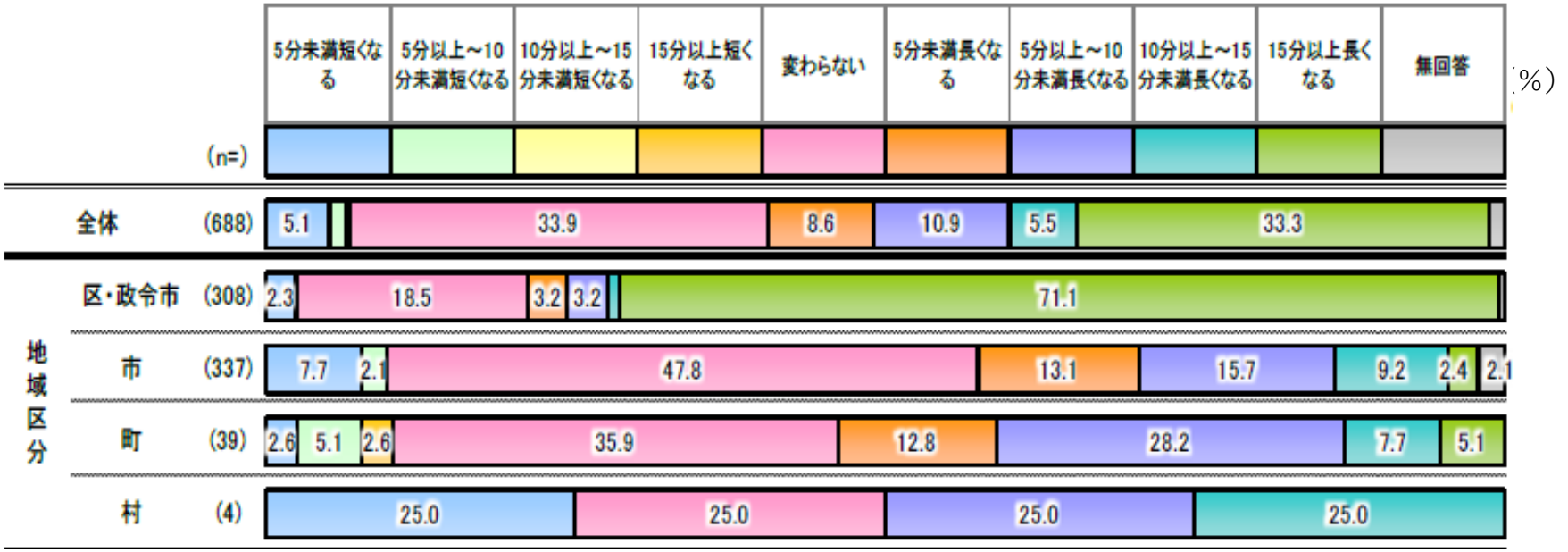

※１　１ 週間あたりの利用者宅訪問に係る総移動時間を、当該1 週間の総訪問回数で除した（割った）数値。
　　計算式：利用者宅訪問に係る総移動時間÷総訪問回数（1 週間あたりの値。休憩や待機時間は含まずに計算）
※２　区・政令市については、特別区（東京23 区）及び政令指定都市（20 市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）で抽出している。以降の報告でも〈地域別〉と表記している場合、同様の区分にて実施している。

【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「訪問入浴介護の持続可能な提供体制構築に向けた評価のあり方に関する調査研究事業報告書」（株式会社デベロ）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p. 77 より抜粋